

「緊急事態宣言」発令に伴う会議室の使用停止について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、内閣総理大臣から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、大阪府を含む7都府県を対象に「緊急事態宣言」が発令されました。

同法、同法施行令及び大阪府緊急事態措置の概要（生活の維持に必要な場合を除く外出自粛要請、講習会・研修会等のイベントの開催自粛要請、貸会議室等の府有施設の休館に関する考え方）等、「緊急事態宣言」の趣旨を踏まえ、4月8日から5月6日までの間、当会館（大阪府社会福祉会館）の会議室の使用を停止することといたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、貸会議室の取扱いについて次のとおりとさせていただきます。

1. 既に予約をしている方については、こちらからご連絡させていただき、使用料を納めている場合は、全額ご返金いたします。（振込手数料は、当会館負担）
また、変更のご希望があれば、新たに予約を受付いたします。
2. 土日祝の受付業務は、停止しますので、平日にお問い合わせください。